

道路運送法第 15 条の 3 第 2 項における同法施行規則第 4 条第 2 項
に掲げる協議が調っていることの証明書（案）

令和元年 5 月 13 日付け西東京市地域公共交通会議において、下記事項に関し、協議が調ったことを証明する。

記

1 協議が調っている路線又は営業区域

西東京市コミュニティバス

路線名	運行事業者
第 4 北ルート	関東バス株式会社

2 協議が調っている運行系統又は運送の区間

西東京市コミュニティバス

路線名	運行系統
第 4 北ルート	田無駅～多摩六都科学館～花小金井駅
第 4 北ルート	花小金井駅～多摩六都科学館～田無駅
第 4 北ルート（迂回ルート）	花小金井駅～多摩六都科学館～田無駅

3 協議が調っている内容

- ・ 第 4 北ルートの西原町 4 丁目（田無ファミリーランド）の停留所を移設する。
- ・ 移設に伴い田無ファミリーランドの私有地内に乗入れる。
- ・ 第 4 北ルートの早朝時の交通規制時間内に迂回運行を実施する。

上記内容以外については、従前と変更なし。

令和元年 5 月 13 日

西東京市地域公共交通会議

会長 西東京市都市整備部

まちづくり担当部長 松本 貞雄